1　労働安全衛生法第三十八条第一項の第一種圧力容器に係る登録製造時等検査機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	東京都江東区亀戸六丁目四十一番二十号	唐沢　正義	前田　豊	平成二十六年六月十九日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の名称及び代表者の氏名の変更

変更前の名称	変更後の名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
株式会社損害保険ジャパン	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目二十六番一号	櫻田　謙悟	二宮　雅也	平成二十六年九月一日

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	東京都江東区亀戸六丁目四十一番二十号	唐沢　正義	前田　豊	平成二十六年六月十九日

4　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	東京都江東区亀戸六丁目四十一番二十号	唐沢　正義	前田　豊	平成二十六年六月十九日

○厚生労働省告示第三百四十七号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の二の六、第十九条の二十四の七及び第二十五条の九の規定により、同令第十九条の二十四の二の五第一項の登録検査業者検査員研修機関、同令第十九条の二十四の六第一項の登録較正機関及び同令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関について、同令第十九条の二十四の二の三第二項第二号、同令第十九条の二十四の四第二項第二号及び同令第二十五条の六第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十九条の二十四の二の十五、同令第十九条の二十四の十六及び同令第二十五条の十九の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の二の五第一項の登録検査業者検査員研修機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	米倉　弘昌	榊原　定征	平成二十六年六月三日

2　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の六第一項の登録較正機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	柳川　欽也	櫻井　治彦	平成二十六年六月十二日

3　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番一号	米倉　弘昌	榊原　定征	平成二十六年六月三日

○厚生労働省告示第三百四十八号

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第十七条の七の規定により、同令第十七条の六第一項の登録試験免除講習機関について、同令第十七条の四第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十七条の十六の規定に基づき告示する。

平成二十六年九月五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人日本作業環境測定協会	東京都港区芝四丁目四番五号	柳川　欽也	櫻井　治彦	平成二十六年六月十二日

○農林水産省告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町久保川字ヤケソ谷五八五の二、五八五の三、大道字ヤケソ一三九一の四、一三九一の六、一三九一の一四、一三九一の一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町五ケ瀬字大栗一八二六の一（次の図に示す部分に限る。）、一八二九、字胡麻尻一八四三、字カチギ一八四五の一から一八四五の四まで、一八四八、字石群一八五四の一、一八五四の九、字大無田一八五六の一・一八五六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八五六の三、一八五七の一

二　指定の目的　水源の涵養